6275	アースオーガー	ＤＨ658－135Ｍ－７	全装備最大質量	136	t	日本車輌製造㈱
6276	オールケーシング掘削機	ＲＴ－260ＡＬⅡ（油圧ユニットＲＴＰ－３Ｇ）	最大掘削径	2600	mm	日本車輌製造㈱
6277	オールケーシング掘削機	ＲＴ－300Ｌ（油圧ユニットＲＴＰ－２Ｋ）	最大掘削径	3000	mm	日本車輌製造㈱
6278	振動ローラー	ＳＶ514Ｄ	車両総質量	11.74	t	酒井重工業㈱
6279	振動ローラー	ＣＡ2500Ｄ（3.8）	車両総質量	10.2	t	関東鉄工㈱
6280	アスファルトフィニッシャー	ＳＵＰＥＲ　1603－３ｉ（４ｆ）	舗装幅	2.55～7.0	m	ヴィルトゲン・ジャパン㈱

○国土交通省告示第七百八十六号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）第十一条の規定により、別表に掲げる建設機械を排出ガス対策型建設機械に指定する。

平成三十年六月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

（別表）排出ガス対策型建設機械

指定番号	建設機械の名称	建設機械の型式	申請者
3－716	全回転型オールケーシング掘削機	ＲＴ－260ＡＬⅡ（油圧ユニットＲＴＰ－３Ｇ）	日本車輌製造㈱
3－717	全回転型オールケーシング掘削機	ＲＴ－300Ｌ（油圧ユニットＲＴＰ－２Ｋ）	日本車輌製造㈱
3－718	パイプロハンマ（単体）	ＦＡＶ　180　ＲＦ　ＺＥＲＯ	㈱大豊商事

○国土交通省告示第七百八十七号

倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）の規定に基づき、倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示の一部を改正する告示

倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示（平成十四年国土交通省告示第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前		
（登録申請書に添付すべき書類） **第一条**　（略） 一　次の表の上欄に定める倉庫の種類に応じ、同表の下欄に掲げる書類	（登録申請書に添付すべき書類） **第一条**　（略） 一　次の表の上欄に定める倉庫の種類に応じ、同表の下欄に掲げる書類		
規則第三条第一号の一類倉庫、規則第三条第二号の二類倉庫、規則第三条第三号の三類倉庫及び規則第三条第六号の貯蔵槽倉庫	一～五　（略） 六‖警備業法（昭和四十年法律第百十七号）第二条第五項に定める警備業務用機械装置（以下単に「警備業務用機械装置」という。）の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類 （削る）	規則第三条第一号の一類倉庫、規則第三条第二号の二類倉庫、規則第三条第三号の三類倉庫及び規則第三条第六号の貯蔵槽倉庫	一～五　（略） （新設） 六‖照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類